

(別添)

平成19年12月  
国土交通省  
自動車交通局旅客課

「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」、「高速バスの管理の受委託について」及び「一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託について」の一部改正について

## 1. 改正の背景・目的

管理の受委託制度は、バス事業の経営が極めて困難な状況下において、経営の効率化、路線の維持を図る観点から平成3年5月から実施され、これまで、輸送の安全の確保を図りつつ、順次、管理の受委託ができる範囲を拡大してきたところであります。

昨今の輸送需要の減少や軽油価格の高騰等の厳しいバス事業の経営環境を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として、事業の効率化に向けて適切な方策を整備する必要があることから、今般、一定の要件のもとに、委託できる範囲の拡大を認めることとしたいと考えております。

具体的には、委託できる範囲について、原則としては従来どおり路線長又は使用車両数の1/2以内といたしますが、安全性に支障がないと認められる場合には、例外的に2/3以内までの拡大を認めることとするものです。

また、運輸安全マネジメントの実施に伴い、安全確保の徹底を図る観点から、バス事業者に適切な対応を求めることとしています。

## 2. 改正の内容

### (1) 安全確保の徹底について

管理の受委託を行う際の安全確保を徹底するため、運輸安全マネジメントの安全管理規程義務付け対象事業者が管理の受委託を行う場合には、安全管理規程において、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する実施事項を記載することを義務付ける予定です（一般・高速・貸切共通）。

### (2) 委託範囲の拡大について

#### ① 委託の範囲

一般バス・・・路線長又は車両数の1/2以内

高速バス・・・系統長又は車両数の1/2以内

となっておりますが、前記を踏まえ、一定の条件を満たした場合に限り、

一般バス・・・路線長又は車両数の2/3以内まで

高速バス・・・系統長又は車両数の2/3以内まで

拡大する予定です。

## ②委託範囲を2／3以内まで拡大する場合の追加的要件

委託範囲を2／3以内まで拡大できる事業者は、これまでの管理の受委託の各要件に加え、以下の各要件に合致していることを必要とする予定です。

- (イ) 委託者が、当該事業に関し法令等の違反により次の(a)から(c)に該当しないものであること。
    - (a) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）を受けたこと。
    - (b) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）を受けたこと。
    - (c) 申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）を受けたこと。
  - (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する自動車事故報告規則第2条第2号に該当する事故がないこと。
  - (ハ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (ニ) ただし、既に委託している事業者が、期間終了に伴い、管理の委託を引き続き行うための申請、委託者が路線又は営業区域に係る事業計画を変更することに伴い、受託路線又は受託に係る営業区域を変更する申請については、この限りでない。

## 3. スケジュール（予定）

施行日：平成20年2月1日